

組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成19年度採択プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : クラスタによる最先端法学修士課程の構築（英語による法学修士課程の充実化を通じた日本型 LL.M. コース創生プロジェクト）

機 関 名 : 九州大学

主たる研究科・専攻等 : 法学府修士課程

取組代表者名 : 河野俊行

キ ー ワ ー ド : クラスタ、法学修士、LL.M.、英語、国際経済ビジネス法

I. 研究科・専攻の概要・目的

（1）研究科の概要

九州大学大学院法学府は、平成22年4月1日現在、専任教員43名、学生数160名（うち修士課程111名、博士課程49名）を擁している。平成21年度までは、基礎法学、民事法学、刑事法学、公法社会法学、国際関係法学、政治学の6専攻で構成されていたが、大学院改組が認められ、平成22年度から法政理論専攻のみの一専攻体制の準備がスタートした。九州大学のみならず、全国の法科大学院を設置した大学は、法科大学院設置以来大学院進学者の数が激減し、定員充足という問題に加えて、将来の法学研究者をいかに確保してゆくのか、という日本の人的インフラの根幹に関わる共通問題を抱えている。同時に質の高い留学生をいかに確保するか、日本人学生の国際的通用力をいかに涵養するのか、という教育の国際化促進からくる要請に、日本の法学教育はどう答えるのか、という課題も存する。九州大学法学府は、かかる状況の打開策の一助として本取り組みを始めた。

（2）人材養成目的

九州大学は、「九州大学教育憲章」（平成12年）を制定し（http://www.gk.ofc.kyushu-u.ac.jp/ec/charter_j.html）、「人間性」、「社会性」、「国際性」および「専門性」の原則を掲げ、日本及び世界の発展に貢献する人材を養成することを教育の基本としている。

九州大学大学院法学府は、アドミッション・ポリシー（http://www.law.kyushu-u.ac.jp/general/pages/graduate_boshu/2007/admissionpolicy.htm）の中で、「倫理性・社会性を陶冶すること、柔軟で批判的・創造的な思考力を育成すること、高度の国際性を育成すること、広く社会に通用する専門的能力を育成すること」という教育理念・目標をうたっており、LL.M.コースについては、「アジアに開かれた教育研究体制の一環としての役割を果たしつつ、グローバルに活躍し世界の発展に寄与しうる人材養成を行う」と位置づけている。

II. 教育プログラムの概要と特色

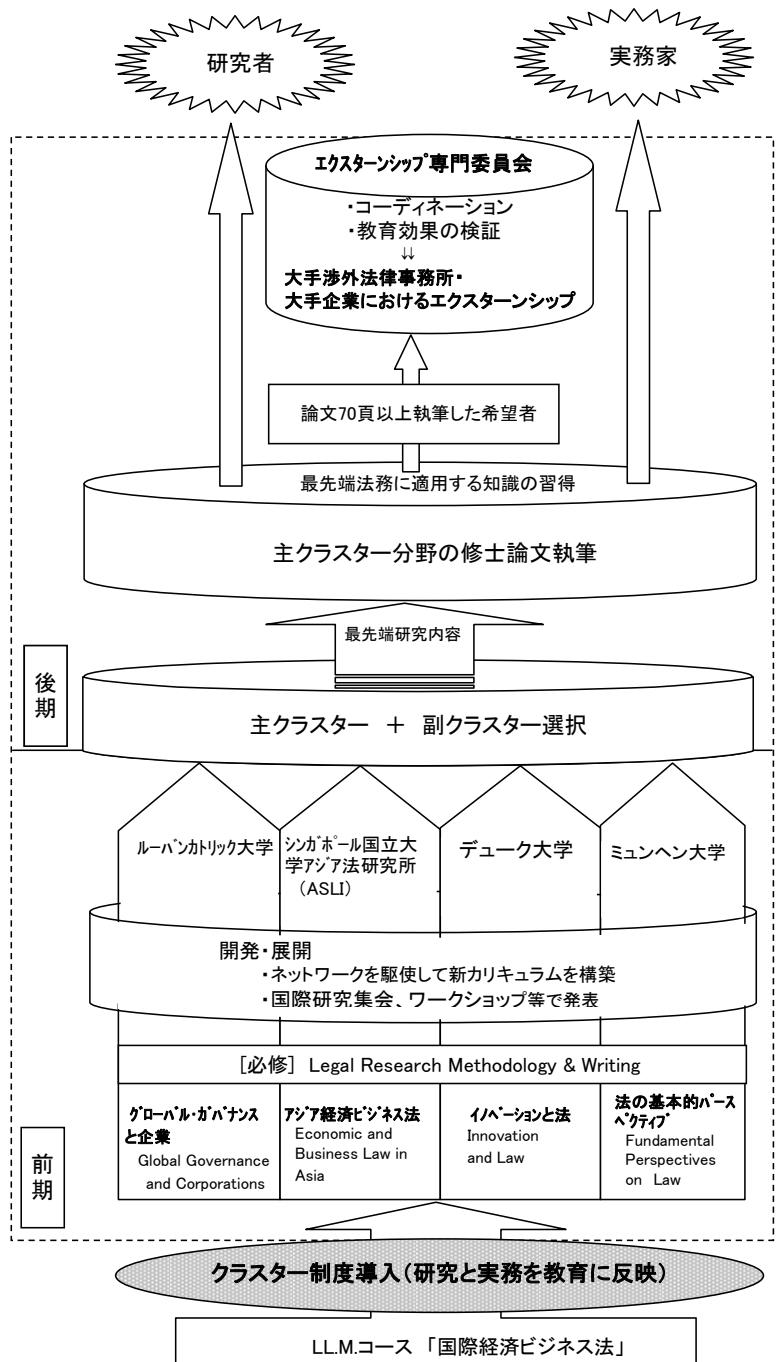
発足以来、九州大学の LL.M. コースの構造は、アメリカのロースクールの大半の LL.M. コースと同じであり、基本的には授業科目を平面的に並べ、それから学生は（必修でない限り）自由に選び取る方式であった。しかし、アメリカ型 LL.M. コースは、3年間のロースクールの修学期間（J.D. プログラム）を前提にした科目編成の中から、主に外国から来る受講生に受講科目を選ばせ1年間学ばせるもので、学生は組織的体系的に学ぶわけではない。我々はこれまでの経験で、このようなアメリカ型 LL.M. を日本で展開することの限界を感じてきた。というのも、このような構造のまま最先端の研究内容を授業に盛り込んだ場合は消化不良になる可能性があり、その結果、学生が身につける知識は、博

士論文執筆に直結するものや実務即戦力に資するものになりにくいからである。他方、九州大学 LL. M. は「国際経済ビジネス法」コースであるが、これは多くの法分野にまたがるため、特定分野特化型（例：知的財産法コース）も採用できないし、それは教育効果上も好ましくない。ビジネスローは経済社会の最先端で機能し、複数の関連ビジネスロー領域にまたがると同時に、極めて原理的・哲学的な法律問題とも密接な関連を有するからである。そこで我々は、多角的な問題発見能力を身につけると同時に、系統だった教育体系を構築することで教育の質保証を実現する、新しい教育モデルを開発することが喫緊の課題であると考えに至った。本プロジェクトは、かかる背景のもとに、新たに教育・研究クラスター制度を導入することによって九州大学 LL. M. コースを抜本的に改革し、研究の最先端を教育に反映させ、学生の博士課程への進学の手順化、実務における即戦力化を実現しようとするものである。

グローバル化がますます進む経済・ビジネス、世界の成長センターであるアジアに位置する九州大学というポジション、国際経済ビジネス法が直面する新課題、そして基礎理論があつてはじめて最先端の応用が成立するという基本認識、これらの諸考慮から、LL. M. コースを、(1) グローバル・ガバナンスと企業(Global Governance and Corporations)、(2) アジア経済ビジネス法 (Economic and Business Law in Asia)、(3) イノベーションと法 (Innovation and Law)、(4) 法の基本的パースペクティブ (Fundamental Perspectives on Law) の、4つの教育・研究クラスターに再編し、密接な関係のある外国の諸大学の助言を得ながら新カリキュラムを構築する。

各クラスターにおいて、教員は各分野における最先端の研究と直結した授業を展開する。各クラスターでは、複数科目が通年でオファーされ、前期はクラスター横断的に科目の涉猟を許される。前期終了前には、指導教官と相談の上、後期に主クラスターを1つ、主クラスターと密接な関連を有する副クラスターを1つ選択する。後期において学生は、自分の選択したクラスターの科目を受講すると同時に、主クラスターの分野に関する修士論文を執筆する。この際、ビジネスローへの多面的な見方と問題発見能力を涵養するべく、「法の基

図1. 履修プロセス概念図



本的パースペクティブ」のクラスターから、最低1科目を選択必修として受講することを義務づける。クラスター制によって最先端の内容に関する複数の受講科目間に有機的相互関連性が付与される。研究者志望の学生は、最先端研究内容から論文執筆の素材を選択でき、テーマに関する論文執筆を通じて博士論文へ発展させるための問題関心と分析手法を涵養できる。さらに、最先端実務を介して先端研究成果の習得を促進するため、修士論文を70ページ以上執筆した希望者に対しては、大手渉外法律事務所や大手企業におけるエクスターンシップの機会を提供し、最先端法務に通用する知識と応用力を身につけさせる。

Ⅲ. 教育プログラムの実施結果

1. 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について

(1) 教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか

1994年にLL.M.コースがスタートし、本取り組みが開始するまでの14年間に提供してきた授業科目は毎年改訂を重ねてきたものの、科目の選択に関しては基本的には学生の自由選択に委ねていた。また修士論文のテーマも自由に選ぶことができ、学生は興味をもって自ら学ぶものであるという学生像を前提としてカリキュラムが組まれていた。しかし現実には学生の興味も、その程度も区々であり、その結果は、特定の授業への受講者集中と一部学生の修士論文のレベル低下という形で顕著に現れていた。

本取り組みは、最先端の研究内容を反映させたりサーチ・ドリブン research driven による日本型LL.M.コースの創設を目標に掲げ、以下の5つの観点から教育課程の抜本的改訂を行うことによる改革を進めた。

① 第一は、クラスター制度導入による新カリキュラム構築である。本コースは毎年10月に開講するため、平成19年度に採択が決定された段階では同年度の新カリキュラム導入は不可能であり、開講可能時期は平成20年度秋であった。しかしサーチ・ドリブン research driven による修士課程に不可欠の授業として、Legal Research Methodology and Writing の早期の開設が必要であると判断し、平成19年度から前倒しで導入した。この授業は、論文執筆に必要な技術的な面を教授する第一部と、各学生の論文テーマに沿った議論を中心に構成する第二部の二部構成となっている。第一部では、テーマ選択法、情報収集法、引用方法、法的推論、編集法について、論文作成段階に応じて講義する。第二部では、類似するテーマに応じて学生を4つにグループ分けし、各自プレゼンテーションさせた上、他の学生の研究計画を読んでグループ内で討議させる。この授業自体も毎年改善を重ねており、平成21年度からは、各学生の研究計画をプログラムHPにパスワード付でアップロードして容易に情報共有できるようにしている。

採択決定と同時に、クラスター制に基づく新カリキュラムの検討に入った。当初予定では、3クラスター制試行→4クラスター制導入の二段階計画を3年かけて完成させる予定であったが、提携大学や外部評価者の助言もあり、4クラスター制をまず導入して手直しをするほうが効率的であるという方針で進めることに関係教員の総意が得られた。その方針にそって前倒しで準備を進め、平成20年10月に新カリキュラムを導入した。そのときのカリキュラムは図2の通りである。

1年間クラスター制度によるカリキュラムを運営しながら、4つのクラスター中の「法の基本的パースペクティブ (Fundamental Perspectives on Law)」クラスターの機能を再検討した。このクラスターは、本取り組み構想時には、LL.M.コース学生に原理的な法律問題を学ばせ、法的思考の基盤を確実にするという機能を付与されたものである。他方、クラスター運用過程において、授業の素材が必ずしも日本法ではなくても、判例や実務上の運用などを教授するに当たって日本の法文化や政治風土に触れることが必要となることが担当教員によって実感され、それを教育制度に反映させる必要があると考えられた。検討の結果、日本語による法教育を一部取り込み、英語による教育と組み合わせた

新機能をこのクラスターに付与することとした。そのために選抜方法を工夫して日本語検定1級相当の力と英語力を面接審査し、厳格なリサーチプラン審査に合格することを前提に日本語で開講されて

図2. カリキュラム

LL.M. Curriculum 2008-2009

Cluster	Course Title	Professor
Fundamental	Facts and Theories of Conflict Management	Levin-Kobayashi
Fundamental	Law and Theory Colloquium	Fenwick & Kojima
Fundamental	Comparing Legal Cultures	Pejovic & Fenwick
Fundamental	Japanese Constitutional and Administrative Law	Kadomatsu
Fundamental	Receptions of European Legal Systems and Concepts in Japan	Igimi
Fundamental	Roman Law Concepts in Contemporary Property Law	Van der Merwe
Fundamental EB Law in Asia	Comparative Trust Law	Hara
Global Governance	International Economic and Social Law	Ago
Global Governance	International Business Law and Foreign Investment Law	Pejovic
Global Governance	Law of GATT/WTO	Abe
Global Governance	EU Law and International Trade	Fenwick
Global Governance	International Maritime Law	Pejovic
Global Governance/ Fundamental	International Law in Today's World	Shoji
Global Governance/ EB Law in Asia	International Law and Politics in East Asia	Han
Global Governance/ Innovation	White Collar and Corporate Crime	Fenwick
Innovation	Information Transactions in the Digital Age	Kojima
Innovation	Bioethics and the Law	Fenwick
Innovation/ Global Governance	Cultural Diversity	Kono
N/A	Legal Research Methodology and Writing	Van Uytzel
N/A	Legal Research Training	Van Uytzel
EB Law in Asia	Securities Regulations	Gillen
EB Law in Asia	Tax Law in Asia	Andrew Halkyard
EB Law in Asia	Practitioner's Perspective on Japanese Business Law	Ohehashi Law Office and Others
EB Law in Asia/ Innovation	Issues of Law and Economics in the Japanese Antimonopoly Law	Van Uytzel

いる法律学(論文テーマによっては政治学も含む)のゼミナールへの受講を認め、修士論文も英語および日本語で2本執筆させるようにしたのである。つまり当初は他の3つのクラスターの基礎としての機能のみをもっていた「法の基本的パースペクティブ」クラスターに、第二の機能として「日本における」LL.M. コースの基礎としての機能をもたせることにしたのである。これは、本取り組み採択時に課せられた、「九州大学の他の教員を積極的にこの専攻に参画させる仕組みを設ける必要がある」という留意事項への対応策としても適当であると考えられた。このクラスターに軸足を置いて学ぶ学生については入学選抜方法を独自に設計しているため、BiPプログラムという呼称を付与しているが、これには、平成21年10月の開始と同時に3人が入学するなど順調な滑り出しを見せている。またこのプログラムは、九州大学のグローバル30事業の取り組みとしても位置づけられているほか、このプログラムを基盤としたルーヴァン・カトリック大学とのダブル・ディグリー・プログラムの設置についても検討に着手したところである。

② 第二は、カリキュラム改訂と並行し、学生に授業を超えた枠組みにおける研究と発表の機会を付与して、新しい問題関心を喚起し、研究への動機付けを促進することである。このため以下のように本格的な学術的研究集会を開催し、その聴衆としてではなく、発言者として参加する機会を創出した。

一つ目の工夫として、国際研究集会を開催し、そのディスカッサントとしてLL.M. コース所属学生

全員が関わるようにした。LL.M. コースの学生は、国際研究集会の基調報告者による会議のコンセプトに関する講義を受講した後、小グループに分かれ、各グループごとに一つのセッションの全報告者のペーパーを読み、教員のアドバイスのもとに議論をまとめて当該グループとしての質問表を作成するのである。この研究集会には世界中から著名研究者をスピーカーとして招聘するため、質問表も高レベルのものが求められる。国際的な研究の到達点に、受身ではなく、能動的に挑ませる工夫である。ゲストスピーカーは、教育的目的をもつ国際研究集会であることを了承してもらった上で招聘しており、外部評価者としての機能も同時に果たしていただいているが、毎回教育的工夫として高い評価を得ている。

写真1：ディスカッサントとして質問する LL.M. 学生



写真2：質問する LL.M. 学生



二つ目の工夫がミュンヘン大学とのワークショップの活用である。平成18年に開催した両大学の教員による学際的ワークショップを、平成19年度には、両大学の教員および大学院学生が研究発表して議論するための場に改変した。LL.M. コース学生がこれに参加して発表するには、成績と面接による選考に合格することが必要である。また発表に向けて、内容面およびプレゼンテーションに関する事前の個人指導を受けることを義務付けている。このワークショップは修士論文執筆スケジュールの中間時期に開催されるため、充実した修士論文を書くための絶好のインセンティブとなっている。平成22年3月に第3回ワークショップがミュンヘン大学法学部で行われた際に、先方からこの取り組みに対する高い評価と今後の継続に対する強い希望が寄せられ、今後もこの共同ワークショップを継続することを双方が確認した。そのための自己資金は確保できている。

写真3：ミュンヘンで開催のセミナー



写真4：ミュンヘンで開催のセミナー



③ 第三は、エクスターンシップとの連関である。本取り組み開始後、東京の大手渉外法律事務所および著名企業法務部と交渉し、毎年8月にインターンとしての受け入れをお願いできるようになった。それによって最先端の法律実務を学ぶことが可能になる。これに参加するためには、通常修士論文は50枚を基準としているところ、これを70枚の論文執筆を要求している。それは動機のしっかりした学生のみが本コースを代表してインターンとして派遣されるべきであるという原則を明確にするためである。

④ 第四は、上記の取り組みによって、学生の研究意欲が向上し、また修士論文の水準が上がることを期して、優秀な論文執筆者を顕彰する制度をつくる必要があると考えた。そこで、独自のオンライン・ジャーナルとして、Journal of International Legal Studies を創刊し、優秀な修士論文2本を選定し、一般に公表することにした (<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/journal/2009/index.html>)。本報告書には、この第2号のコピーを資料として添付している。

掲載論文の質を保証するため、角松成史（神戸大学教授）、曾野裕夫（北海道大学教授）、中窪裕也（一橋大学教授）、Xiaojie Lu（清華大学講師）、Dan Puchniak（国立シンガポール大学助教授）、Branislav Hazucha（北海道大学助教）の諸氏に外部編集委員にご就任いただき、掲載候補論文の査読をお願いしている。またアドバイザー・ボードを設け、Herbert Kronke（ハイデルベルグ大学教授・前UNIDROIT事務局長）、Mark Ramseyer（ハーバード大学教授）、Muthucumaraswamy Sornarajah（国立シンガポール大学教授）、田村善之（北海道大学教授）、大崎定和（野村総研主任研究員）の5名の研究者・実務家に就任いただき、大所高所からのご意見を伺う体制を整えた。

また、LL.M. コース学生全員の論文タイトルをアップロード (<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/cluster/output.html>) するとともに、学内限定でそのアブストラクト、作成途中の論文をアップし、学生相互間で参照して切磋琢磨できるように設定している。前述した Legal Research Methodology and Writing の授業はこのシステムを駆使して行われている。

なお、大学院生の論文執筆に当たっては、盗用対策が重要であるため、既発表の論文との類似性を判定する有料サービスを導入し、すべての修士論文をスクリーニングしている。重複率の高いものについては指導教官との面談を経て、修正・書き直し等の厳しい対応をとっている。

⑤ 第五に、クラスター制度を介した分野横断的研究と教育の融合である。平成21年度には、初めての試みとして、本取り組み担当教員によって「水中文化遺産保護と法律問題」に関するワークショップを開催した。これは国連海洋法条約、サルベージ法、水中文化遺産保護条約の複合的視点から構成されるおそらく国内では初めてのワークショップで、複数教員が研究発表を大学院生に向けて行い、大学院生から質問を受けて議論する、というものである。分野の異なる研究成果を複数教員が発表することは学会以外では企画が容易ではないが、クラスター制度を介した分野横断的協力の必要性が関係教員間に認識されているため可能となったもので、受講した大学院生からは同様の企画の継続希望が寄せられている。クラスター制度によって学生の分野横断的な興味の喚起に成功したため、前向きな評価を引き出したものと考えている。

写真5：水中文化遺産のワークショップ



2. 教育プログラムの成果について

(1) 教育プログラムの実施により成果が得られたか

① 定量的データ

LL.M. コースは、九州大学法学府が平成22年度に大学院改組をおこなって専攻を一本化するまでは、国際関係法学専攻に所属するコースであった。1994年のコース発足以来、国際関係法学専攻の定員は常に100%を上回る受け入れ状況であったし、受け入れた学生のほぼ100%が修了しているため、平成19年度からの本取り組みが数量的に如何なる影響を与えたかは実証が難しい。しかし以下の諸点は、LL.M. コース独自の定量的（かつ質的）データとして挙げうると考えている。

(i) 前述したように、バイリンガル・プログラム（BiPプログラム）をクラスター内に新設した。その不可欠の要素である日本語によるゼミナールの開始時期や、大使館推薦にかかる国費留学生の応募・選考時期との関係から、秋と春に募集することになっている。このプログラムでは、日本語検定1級の日本語力とTOEFL580以上の英語力を同時に求め、それを確認する厳しい面接を課しているにも関わらず、平成21年10月は4人の出願に対し3名が、また平成22年4月には3人の出願に対し1名が受け入れられた。問合せ状況からみて、今後もコンスタントに応募が見込めると予想している。

(ii) 本取り組み開始後、以下のように、海外からの提携申込が急増した。

1) タイ最高裁判所は LL.M. コースを若手裁判官の研修コースとして活用することを希望し、平成21年7月に事務局長が来日されて九州大学法学研究院と覚書を締結し、10月から受け入れを開始している。平成22年度からは大規模に展開する計画である。



写真6：

タイ最高裁事務局長と
九州大学法学研究院長間の調印式

2) ハイデルベルグ大学・オックスフォード大学を核とする Transnational Commercial Law 教育コンソーシウム参加の招待を受けた。これは、世界の著名大学から構成されるコンソーシウムにおいて、将来的には教員、学生の交流をも睨みながら、教育メソッドに関する意見交換を積み重ねるもので、平成21年6月にオックスフォードで開催された第1回会合に参加し、平成22年9月にはハイデルベルグにおける第二回会合に出席する予定である。

3) ティルブルグ大学(オランダ)から国際経済ビジネス法に関する提携申込があり、調印後直ちに教員の相互授業が開始した。

4) アメリカの Villanova ロースクールから JD・LL.M. ダブルディグリー・プログラム（同ロースクールの3年目を海外提携校で学び、ロースクール修了に必要な3年目の単位と提携校の学位を同時に取得可能にするもの）のためのパートナー校関係を締結したい旨の申し出があり、本学の教員が現地を訪ねた後、協定の交渉を進めつつある。同時並行的に、平成22年10月から学生を1名受け入れることが決まっており、同ロースクール教授会は、平成22年3月に当該学生の九州大学 LL.M. コースにおける単位を同ロースクール修了単位に認定する旨の決定を行った。

- 5) 韓国のキョンヒ大学法学部長の訪問を受け、同大学ロースクールが計画している3+1プログラム（韓国における3年間のロースクール教育に加えて、海外の大学で1年間研修させるプログラム）のパートナー校としての関係樹立を打診され、現在詳細について交渉中である。
- 6) ジョージタウン大学ロースクールのKolker 副学部長が来学され、同校がロンドンに開設したCenter for Transnational Legal Studies のメンバー校への参加招聘を受けた。現在検討を進めている。
- 7) LL.M. コースは、平成21年度にアジア開発銀行の審査を受け、同行の奨学金プログラムに採択された。平成22年度から学生を受け入れる。

このような国際的なパートナーシップのオファーが過去2年間の間に寄せられるということは、本取り組みによる教育内容充実の結果と自己評価している。

② 修士論文のオンライン・ジャーナル掲載：前述したように、本取り組みでは学生が優れた論文執筆ができるような体制を構築することに腐心してきた。それを促進するために優秀な修士論文をオンライン・ジャーナルに掲載して顕彰することとした。それが前述したJournal of International Legal Studies(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/journal/2009/index.html>)であるが、添付資料が示すように、これまでに我々の期待どおり優れた水準を示す論文が執筆された。今後は、ミュンヘン大学とのワークショップにおける発表ペーパーや、修士論文とは別に執筆された論文等も特別号の形で発表することを考えていきたい。

③ ボローニャ・プロセスとの近接性—エラスムス・ムンドゥスの受け皿完成

プログラム内において段階的に専門性を高めてゆくためには、プログラムに柔軟性と規律性の両方が必要であり、それを内在的に実現するための手法としてクラスター制度を導入した。クラスター制度に類似した考え方として、EU域内で用いられる「モジュール」がある。これは加盟国ごとに厳格なカリキュラムと独自の学位制度を保持したままでは、加盟国間の学生の流動性が損なわれることから、流動性促進をうたったボローニャ・プロセスの一方策として考えられたものであり、本取り組みとは目的を異にする。しかし技術的には類似点が多く、モジュール制度を導入している大学とクラスター制を取り入れた我々のLL.M. コースは互換性が高い。たとえば九州大学法学府は、ルーヴァン・カトリック大学を基幹校とするEUのエラスムス・ムンドゥスへの申請計画に組み込まれているが、この申請が成功すれば、EUからの受け入れをスムーズに行える基盤がすでに整備されているといえる。

3. 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画

- (1) 実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか

① 第一に、クラスター制度による新カリキュラムに基づくLL.M. コースは、現在2年目の運用中であるため現時点ではまだクラスターを見直す時期にはないものの、国際競争力を維持するため、非英語圏における国際プログラムの現状調査を行ってきたが、これを継続したい。

② 第二は、問合せ、出願状況からみて、BiPプログラムには発展拡充の可能性が大いにある。このため本取り組み中に複数国におけるプロモーションおよび調査を行ったが、今後もさらにプロモートしていきたい。加えて、このプログラムを拡充して、日本人学生への展開可能性を検討したい。そのためにはクラスター制度を法学府全般に拡充する必要があるが、後述するように、法学府の6専攻制は平成22年度から1専攻制に改組され、また大学院教育カリキュラム全般をLL.M. コース、LL.D. コースのノウハウを生かす形で再検討する作業が始まっているため、その素地は整いつつある。

③ 第三は、LL.M. コース出願数増加に向けた取り組みである。前述した複数の国際的パートナーシップの申込は、クラスター制度によるLL.M. コースの教育内容・実質がクオリティーの面で国際的水準に到達していることを証明していると我々は自己評価しているが、それを出願数の面に反映させたい

と考えている。現在の出願書類は文部科学省国費奨学金のそれに準じているところ、健康診断を求めるといった手続きが重くなっていることは否めず、また紙ベースでの出願は時代遅れの感があり、平成23年度入学者の募集から実用に移せるように、出願手続の簡素化とオンライン化の検討を始めた。

④ 第四に、前述したように本学に来訪された Kolker ジョージタウン大学ロースクール副学部長から、「これほど国際化している九大の LL.M. コースについて、日本人受験生向けに十分広報しているのか」と尋ねられた。LL.M. コース自体の広報は、下記に述べるように行ってきたつもりではあるが、高校生を対象にした広報は意識してこなかったため早急に取り組みたいと考えている。

4. 社会への情報提供

(1) 教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか

① LL.M. コースおよび LL.D. コースについては、独自のホームページをつくり、カリキュラムのほか、これまでに開催してきた国際シンポジウムの記録や、客員講師による講義のデジタル・アーカイブ化をすすめ、またコースのパンフレットを画面上でページを繰って読めるようにするなど機能を向上させてきた (<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programsinenglish/>)。このホームページ上に、本取り組みに関するサイトを設け、本取り組みの意義、オンライン・ジャーナル、関連行事などをアップロードしている (<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programsinenglish/cluster>)。前述したジョージタウン大学ロースクール副学部長、キョンヒ大学法科大学院長は来学前にこれらのウェブサイトを詳細に研究してこられた由であり、我々の取り組みを周知しておられたため、協力可能性についての協議が具体的な形で進展した。本報告書には、ホームページの主要部分のコピーを参考資料として添付している。

② ミュンヘン大学との共同ワークショップを取り組み期間中ミュンヘンで2回、福岡で1回開催した。第1回目のワークショップ（於ミュンヘン）の報告は九州大学の広報誌である九大広報67号に掲載されている。

③ 平成21年11月に、九州大学法学府主催、EUの後援にかかるエラスムス・ムンドゥス・インフォメーション・イベントが福岡で開催された。その際、本取り組みについても情報提供がなされ、EUからの学生の受け皿は既に出来上がっていることを紹介してEU側からは大きい反響があった。



写真7：EUフォメーション・イベント

④ 民間出版社であるアルク社から、新企画としての国内留学案内（日本内で英語による教育を受けられる大学の特集）に記事を掲載したい旨の申込があり、同社社長および記事執筆担当ジャーナリストが来学され関係教員と意見交換した。同誌は予定通り平成21年に発刊され、平成22年も改訂版が公刊される予定である。

写真8：アルク掲載記事

九州大学大学院
Kyushu University, Faculty of Law

法学府 **国際経済ビジネス法特別コース(LL.M.プログラム)**



**英語で学ぶ法学修士課程が創る
ビジネス法のグローバル人材**

**グローバルに活躍する
九大出身の法律専門職**

近年の急速なグローバル化の進行に伴って、多くの学問分野においてもまた国際化への対応は急務である。そうした中で九州大学大学院法学府はいち早く、1994年、すべての教育を英語で行う日本で初めての法学修士課程「国際経済ビジネス法特別コース：LL.M. (Master of Laws) プログラム」を立ち上げた。

別を担う「法科大学院」とは異なる研究組織であり、修士課程・博士課程に分かれて法学専門職を育成する。修士課程では、研究者養成を目的とする「研究者コース」、社会人対象の「専修コース」、LL.M.コースを3本柱として、政治学を中心とする「CSPA (Comparative Studies of Politics and Administration in Asia)」プログラムも置かれている。

「LL.M.コースでは、国際的な商取引などの現場で活躍できる、国際スタンダードの専門家の養成を目指しています。研究者志望の方

も、博士課程のLL.D.コースがあるため大歓迎です。日本人、外国人にこだわらず、優秀な人材をグローバルに受け入れたい。プログラムの運営責任者を務める河野俊行教授はそう説明する。

開設初年度はアメリカ、韓国学生5カ国から5人だけだった学生は、現在では、例年十数カ国から30人強、ニューヨーク大学ロースクールなどからの交換留学生も入れれば40人近くになる。

「学生は、文部科学省の国費留学生のほか、私費留学生、アジアを

日本の大学院で「国内留学」

国際化チェック (博士課程)	▶ 英語で行う授業：100% ▶ 英語で修了：可 ▶ 外国人学生：約30人/13カ国(日本人0人) ▶ 外国人専任教員：4人(日本人9人) ▶ 日本人教員海外学位：8人 ▶ 海外提携：14校 ▶ その他：海外インターンシップ、海外研修	開講 長	入学 10月	募集 20人
		協賛含む他学		
		法学者実証研究補助金		
		福岡県福岡市東区箱崎6-19-1		
		E-mail: admission@law.kyushu-u.ac.jp		
		URL: http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/inglish/		

中心とするエリート実務家を受け入れるヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)、JICAの長期研修員など多彩です。卒業生を見ても、30代で間違ったモンゴルの鉱物資源、シンガポール国立大学助教授、清華大学助教授、中国商務省課長、ベトナム法務相補佐官など、ネットワークは各国に広がっています。

ちなみに、日本人学生はLL.M.コースを経て博士課程のLL.D.に進学した学生がひとりいる。外務省の主催するアソシエイト・エキスパートに合格して、現在はILO(国際労働機関)バンコクオフィスでインターン中だそう。また、LL.D.コースには2009年10月にもうひとり、日本人学生が入学するという。

**最前線の研究成果を
教育現場へと還元**

プログラムは、毎年10月開講、翌年9月修了の1年間。主に4つのテーマ「グローバル・ガバナンスと企業」「アジア経済ビジネス法」「イノベーションと法」「法の基本的パースペクティブ」に基づいてコースワークが組まれ、徐々に専門性を高める仕組みである。

学生の中には途上国出身者も多いが、途上国支援的な側面はあまり意識していない、と河野先生は言う。「それよりも、国際経済ビジ

ネス法の分野において、先進国からの留学生にも対応できる、世界に通用するレベルのプログラムを提供することに力を入れたと考えています。海外から招へいされた客員教授には学生の質の高さに驚嘆され、二度三度と招かれることを希望する方も少なくありません。

プログラムの専任教員は、現在外国人4人を含む13人。国際経済法、海商法、知的財産法など、国際関係法を専門とする研究者が中心だ。海外から招へいされる客員教授や内外の実務家も入ると、総勢約20人が教鞭を執っている。

「最先端の研究と教育とは、常に不可分の関係にあるもの。最新情報を常に得て、それを取り入れながらプログラムを組み立てていくというのが、プログラムの運営にかかわるスタッフ全員の共通認識です。国際機関や国際学会に出席して得たリアルタイムの情報も、ほとんど教育の場にフィードバックしてたいですね」と河野先生は言う。

**国際化とともに
高まる存在意義**

コース開設から15年を迎えた現在は、博士課程のLL.D.コースとも連携し、より高度な取り組みも始めている。

例えば、3年前からは、LL.D.コースの学生の企画・立案・運営による

国際シンポジウムを開催。このシンポジウムは、ハワイ大学のローゼンハルムに特集が組まれるなど、極めて高い学術的成果を上げている。LL.M.コースの学生も、LL.D.の学生と一緒に準備に携わるという。世界各地から招へいする第一線の研究者・実務家に質問できる機会でもある。また、2008年からはミュンヘン大学と共同で学生シンポジウムを企画・開催し、若手名をドイツに派遣した。

こうした学生が企画・運営する国際シンポジウムの成果が高く評価されたLL.D.コースは、2005年に文部科学省の「魅力ある大学院教育イニシアチブ」に採択され、最高の評価を受けた。加えてLL.M.コースも「大学院教育改革支援プログラム」に採択されている。英語による大学院教育であって、博士課程、修士課程の双方で文部科学省の支援を受けたのは、分野を問わず全国で九州大学法学府だけという。

「こういった選定を通じて、英語での法学教育が必要だという私たちの判断が正しかったことを証明していただけたという気がしています」と河野先生。ビジネスの現場をはじめ、法律家にとっても国境を超えた業務展開が重要なものになりつつある今、こうしたプログラムの存在意義はさらに高まっているといえそう。

5. 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開

(1) 当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか

- ① 前述したように平成22年4月から、九州大学法学府は専攻を一本化した。それに向けて、部局全体における討議が繰り返されたが、その準備過程において、本取り組みにおける教育プロセスの充実化の経験が常時参照された。またファカルティー・ディヴェロップメントにおいて、我々の取り組みが全教員に紹介され、本取組みを通じて、分野横断的な教育の重要性が部局全体に認識されるに至り、法学府全体の改組が実現された。大学院改組の完成年度である平成24年度に向けて、我々の取り組みのノウハウをベースに、大学院企画運用委員会でカリキュラム改訂、指導体制の見直しが進められている。
- ② LL.M.コースにおける Legal Research Methodology and Writing ならびに Comparing Legal Cultures の二つの授業科目(前掲カリキュラム表参照)を核としてこれを多言語展開し、法学府全体の留学生に英・中・韓国語で提供することとなった。すなわち研究のためのリテラシー教育と日本法・日本政治の基礎知識をそれぞれ提供する多言語プロジェクト「留学生プラットフォーム」を立ち上げた。この取り組みが、平成22年度特別経費事業(文部科学省)として採択された。
- ③ 九州大学は、全学を挙げて英語による教育を推進するプロジェクトをスタートさせるべく文部科学省のグローバル30事業に応募し採択されたが、全学的に見て、当 LL.M.コースは、1994年の

創始、200名を超える卒業生、出身国の史上最年少閣僚（モンゴル）輩出など、他学府に先んじた実績に加えて、本取り組みによる新たな制度の展開は、グローバル30事業の申請の前提となる九州大学の実績として大いに貢献した。またグローバル30事業に採択された他大学の取り組みをみても、法律系の取り組みが組み込まれているのは九州大学法学府と、法整備支援の実績のある名古屋大学だけであり、今後の展開が大いに期待されることである。

(2) 当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか

① クラスター制度の特長はその柔軟性と展開可能性にあり、制度設計と運用が分離していないところが重要である。運用を受けて制度を修正し、それによる運用成果を見極める、さらにそれを制度に反映させる、という不断の自己反省と前向きの実践が繰り返されてゆくべきものである。本取り組みによる新カリキュラムは平成20年度秋から施行され、本報告書執筆時点で1年半の施行実績、BIPプログラムに関して言えば半年の実績であるが、1994年の発足以来欠かさずことなく毎月最低1回、場合によっては合宿形式で開催しているコース運営教員会議でこのプロセスを常時確認しあうことが関係教員によって合意されている。

② 全学的には、グローバル30事業の採択に伴い、法学府には3人の教員ポスト(任期付)が割り当てられ、本取り組みによって充実したカリキュラムへの受け入れ学生数が増えても支えられる支援が行われている。

③ また本取り組みの助成によって英語文献法律データベースを使用してきたが、助成期間終了に伴い、平成22年度からこれを法学府の図書予算共通経費から支払われることとなり、継続使用が可能となった。

④ 本取り組みの具体策として行われてきた事業（国際研究集会、ミュンヘン大学との共同ワークショップ等）の運営費用は、自主財源獲得の目処が立ち長期的に継続可能となった。

組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会における評価

【総合評価】
<input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された <input checked="" type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された <input type="checkbox"/> 目的はある程度達成された <input type="checkbox"/> 目的はあまり達成されていない
〔実施（達成）状況に関するコメント〕 「クラスターによる最先端法学修士課程の構築」が本事業の狙いであり、この3年間で、クラスター制度の導入によるカリキュラムの改編、国際研究集会への大学院生関与、分野横断的な研究と教育の融合など、各種の計画が着実に実行され、大学院教育の改善・充実の目的はほぼ達成されたと評価することができる。大学院生の学会発表件数も、海外からの提携校申込み数も着実に増加している。 法科大学院制度の定着に伴って、大学院法学研究科の在り方が模索されている現在、本事業内容は、全国的にも一定の影響を及ぼす可能性がある。 競争的資金による任期付き教員ポストの配置、部局の共通経費からの図書予算の確保を含め、事業計画の長期的な継続のための自主財源獲得の目処も立っている。
（優れた点） クラスター制度に基づく新カリキュラムの編成を軸に、当初予定の計画が逐次、実行に移され、大学院生による学会発表件数の増加、帰国後に自国で活躍する留学生の輩出など大学院教育の改善・充実に向けた貢献度は高い。事業の継続性も担保されている。
（改善を要する点） バイリンガル・プログラムの新設等、今後の発展が期待される反面、このプログラムに関与する教員の負担が過重となっている点が懸念される。